

別表2 瀬戸内海水域に係る上乘せ排水基準

1 洞海湾・響灘(北九州市若松区妙見崎灯台から日明下水処理場(同市小倉北区西港町96番地の2)に至る陸岸の地先海域)及びこれに流入する公共用水域

業種(施設)		項目及び物質並びにその許容限度(単位 mg/L)						適用の日
		BOD又はCOD	SS	n-Hex		フェノール類	シアン化合物	
				動植物油脂類	鉱油類			
① 下水道整備地域に所在する特定事業場								
全業種		30(20)	100(70)					H2.4.1~
② 下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事業場(S45.11.20において特定施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していた事業場)								
食品製造業	通常の排水量が2000m <sup>3</sup> /日以上のもの		40(30)	40(30)	10	2		
	通常の排水量が2000m <sup>3</sup> /日未満のもの		120(100)	80(70)	10	2		
化学工業製品製造業	有機化学工業製品製造業(合成染料製造業(反応型染料及び分散型染料を製造する工程に係るもの。以下同じ))		45(40)	40(30)	10	2	1	0.5
	その他の有機化学工業製品製造業		45(40)	40(30)	10	2	1	0.5
品製造業	その他の化学工業製品製造業		15(10)	60(50)	10	2	1	
	通常の排水量が2000m <sup>3</sup> /日未満のもの		50(40)	80(70)	10	2	1	
コークス製造業		60(50)	60(50)		2	1		
ガラス又はガラス製品製造業		15(10)	150(120)					
薬業原料(うわ薬原料を含む)の精製業		20(15)	80(60)					
鉄鋼業	通常の排水量が2000m <sup>3</sup> /日以上のもの		20(15)	50(40)	10	2	1	0.5
	通常の排水量が2000m <sup>3</sup> /日未満のもの		80(60)	80(70)				
非鉄金属製造業		15(10)	25(20)		2			
金属製品製造業		20(15)	60(50)					
し尿処理施設(処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。以下同じ)		45(30)						
下水道終末処理施設		30(20)	(70)					
その他の業種(施設)		60(50)	80(70)					
③ 下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場(S45.11.21以後に特定施設(これに相当する施設を含む。))を設置し、又は特定事業場に該当することとなった事業場)								
化学工業製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業及び金属製品製造業		15(10)	25(20)	2	2	1	0.5	
し尿処理施設		45(30)						
指定地域特定施設	H3.7.31以前に設置されたもの		80(60)					H4.8.1~
	H3.8.1以後に設置されたもの		120(90)					
追加指定施設		45(30)						
追加指定施設		60(50)	80(70)					H2.4.1~
その他の業種(施設)	通常の排水量が2,000m <sup>3</sup> /日以上のもの		15(10)	25(20)	2	2	1	0.5
	通常の排水量が2,000m <sup>3</sup> /日未満のもの		30(20)	30(25)	2	2	1	

2 1を除く瀬戸内海水域

業 種 (施 設)		項目及び物質並びにその許容限度 (単位 mg/L)					適用の日
		BOD又 はCOD	SS	n-Hex		フェノール 類	
				動植物油脂類	鉱油類		
① 下水道整備地域に所在する特定事業場							
全業種		30(20)	100(70)				
② 下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事業場(S49.8.1において特定施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していた事業場)							
食料 品製 造業	通常の排水量が2,000m <sup>3</sup> /日以上のもの		40(30)	40(30)	10		
	通常の排水量が500m <sup>3</sup> /日以上2,000m <sup>3</sup> /日未満のもの		80(60)	100(70)	15		
	通常の排水量が500m <sup>3</sup> /日未満のもの		120(90)	150(120)	20		
化 学 工 業 製 品 製 造 業	有機化学 工業製品 製造業	エチルアルコール製造業(醱酵工業に属するものに限る)	120(90)	100(70)	10		
		その他の有機化学工業製品製造業	45(40)	40(30)	10	2	1
	その他の 化学工業 製品製造 業	通常の排水量が2,000m <sup>3</sup> /日以上のもの	15(10)	60(50)	10	2	1
		通常の排水量が2,000m <sup>3</sup> /日未満のもの	50(40)	80(70)	10	2	1
鉄鋼業		20(15)	50(40)	10	2		
非鉄金属製造業		15(10)	25(20)		2		
金属製品製造業及び機械器具製造業(武器製造業を含む)		20(15)	60(50)				
セメント製品製造業		20(15)	70(50)				
紙製造業		100(80)	70(50)				
と畜業		80(60)	100(70)				
し尿処理施設		45(30)	100(70)				
下水道終末処理施設		30(20)	100(70)				
その他の業種(施設)		60(50)	80(70)	10	2	1	
③ 下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場(S49.8.2以後に特定施設(これに相当する施設を含む)を設置し、又は特定事業場に該当することとなった事業場)							
化学工業製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、機械器具製造業(武器製造業を含む)及びセメント製品製造業		15(10)	25(20)	2	2	1	
し尿処理施設		45(30)	100(70)				
指定地 域特定 施設	H3.7.31以前に設置されたもの	合併処理	80(60)				H4.8.1~
		単独処理	120(90)				
	H3.8.1以後に設置されたもの		45(30)				H2.4.1~
下水道終末処理施設		30(20)	100(70)				
追加指定施設		60(50)	80(70)	10	2	1	
その他 の業種 (施設)	通常の排水量が2,000m <sup>3</sup> /日以上のもの		15(10)	25(20)	2	2	1
	通常の排水量が500m <sup>3</sup> /日以上2,000m <sup>3</sup> /日未満のもの		30(20)	30(25)	2	2	1
	通常の排水量が500m <sup>3</sup> /日未満のもの		50(40)	70(50)	10	2	1

備考

- 1 「指定地域特定施設」とは、水質汚濁防止法第2条第3項に定める施設をいう。
- 2 「特定施設」とは水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は指定地域特定施設をいい、「特定事業場」とは特定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- 3 1の項において「既設事業場」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「施行令」という)別表第1に掲げる施設(備考4に掲げるものを除く)を設置している特定事業場であつて、昭和45年11月20日以前に当該施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、同項において「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
- 4 1の項の「追加指定施設」とは、次に掲げる特定施設ごとに、それぞれ基準日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたものをいう。

	施行令別表第一の番号	基準日		施行令別表第一の番号	基準日		施行令別表第一の番号	基準日
(1)	1-2	S47.10.1	(5)	18-2, 18-3, 21-2, 21-3,	S57.1.1	(7)	66-4, 66-5, 66-6, 66-7,	S63.10.1
(2)	66-3, 71-2	S49.12.1		21-4, 23-2, 51-2, 51-3,			66-8	
(3)	64-2, 69-2	S51.6.1		63-2, 70-2, 71-4		(8)	71-5, 71-6	H3.10.1
(4)	68-2, 71-3	S54.5.10	(6)	69-3	S57.7.1	(9)	63-3	H13.7.1

- 5 2の項において「既設事業場」とは、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)による改正前の水質汚濁防止法施行令(以下「昭和49年改正政令による改正前の施行令」という)別表第1に掲げる施設を設置している特定事業場であつて、昭和49年8月1日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、同項において「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
- 6 2の項において「追加指定施設」とは、備考4(2)から(9)までに掲げる特定施設をいう。
- 7 「食料品製造業」とは、施行令別表第一第2号から第18号までに掲げる特定施設に係るものをいう。
- 8 「有機化学工業製品製造業」とは、施行令別表第一第28号から第37号まで、第40号、第46号及び第47号に掲げる特定施設に係るものをいう。
- 9 「その他の化学工業製品製造業」とは、施行令別表第一第21号、第22号、第23号、第24号から第27号まで、第38号、第39号、第41号から第45号まで及び第48号から第50号までに掲げる特定施設に係るものをいう。
- 10 「合併処理を行うもの」及び「単独処理を行うもの」は、建築基準法施行令第32条の規定に基づき、尿尿浄化槽の構造を指定する件(昭和55年建設省告示第1292号。以下「昭和55年建設省告示」という)に定めるところによる。
- 11 ( )内の数値は日間平均値による許容限度で1日の排出水の平均的な汚水状態について定めたものである。
- 12 この表に掲げる上乗せ排水基準は、通常の排水量が50m<sup>3</sup>/日以上である特定事業場に係る排水水について適用する。
- 13 BODに係る上乗せ排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排水水及びし尿処理施設、指定地域特定施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排水水に限って適用し、CODに係る上乗せ排水基準は、海域に排出される排水水(し尿処理施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排水水を除く)に限って適用する。
- 14 「下水道整備地域」とは、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- 15 下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準の適用については、次のとおりとする。
  - (1) 下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準は、一の特定事業場がそれ以外の地域に所在するとした場合における上乗せ排水基準に比べ、厳しい場合に限って適用する。
  - (2) 下水道整備地域に所在していなかった特定事業場が下水道整備地域に所在することとなった場合においては、当該地域につき終末処理場による下水の処理が開始された後1年を経過した日から適用する。
- 16 食料品製造業のうちみかん缶詰製造業に係るBOD又はCODについての上乗せ排水基準は、その排水水の量のいかんにかかわらず、食料品製造業につき定められたBOD又はCODについての上乗せ排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- 17 施行令別表第一第72号のし尿処理施設のみを設置する特定事業場にあつては、既設事業場及び新規事業場の区分にかかわらず、当該し尿処理施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。
- 18 指定地域特定施設に係る上乗せ排水基準のうち、平成3年7月31日以前に設置されたものにあつては、一の特定事業場が指定地域特定施設のみを特定施設として設置する場合に限って適用する。
- 19 一の特定事業場が二以上の業種(施設)に該当する場合における上乗せ排水基準の適用は、次のとおりとする。
  - (1) 施行令別表第一第66号の3、第66号の6から第66号の8まで、第68号の2又は第71号の2に掲げる施設を設置する特定事業場(製造業に係る特定事業場を除く)が施行令別表第一第72号に掲げるし尿処理施設を設置する場合又は平成3年8月1日以後に指定地域特定施設を設置する場合にあつては、既設事業場及び新規事業場の区分にかかわらず、当該し尿処理施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。
  - (2) (1)以外の特定事業場にあつては、当該事業場の主たる業種(製造業に係る特定事業場にあつては工業出荷額の数値が最大のものをいう)に係る特定施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。ただし、既設事業場において、既設事業場に係る施設以外の施設が特定施設として設置され、又は追加指定施設となった場合においては、既設事業場に係る上乗せ排水基準を適用する。
- 20 備考19の規定にかかわらず、一の特定事業場の二以上の業種の一に合成染料製造業が該当するときは、当該合成染料製造業に係る上乗せ排水基準に限り、当該合成染料製造業につき定められた上乗せ排水基準を適用する。
- 21 別表1の備考の規定は、この表に掲げる上乗せ排水基準について準用する。